平成２２年（フ）第１５４６６号
埼玉県川口市西川口６丁目13―７、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区四谷２丁目10―４―101
破産者　馬場　秀樹
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５６５号
千葉県松戸市五香西３丁目30―12
破産者　江守　　弘
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６０号
東京都調布市国領町２丁目８番地３Ｂ―408
破産者　株式会社アイ・ディー・エム
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６１号
東京都調布市菊野台２丁目１―１、開始決定時の住所東京都調布市国領町２丁目８―３―Ｂ―408
破産者　石崎　秀志
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８２５号
東京都新宿区西新宿４丁目32―４―713
破産者　谷口　　茂
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６３号
東京都千代田区岩本町１丁目12番４号
破産者　株式会社光和
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６４号
東京都江戸川区篠崎町７―26―７―305、住民票上の住所千葉県市川市柏井町４丁目513―43
破産者　安田　俊光
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８８３号
茨城県石岡市柿岡349番地２
破産者　株式会社トキワデータシステムズ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８８４号
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
破産者　株式会社トキワコーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８８５号
神奈川県横浜市南区永田北２丁目39―17
破産者　小倉　　要
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５５号
埼玉県春日部市豊野町２丁目26番８号
破産者　有限会社エス・ジー・エス
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５６号
埼玉県春日部市豊野町２丁目26番１号
破産者　有限会社エス・ジー・シー
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０６３号
東京都文京区千駄木２丁目33番４号　ウイン千駄木１Ｆ
破産者　有限会社クレインズ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１６号
東京都大田区羽田３丁目16番３号
破産者　有限会社米本建設工業
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１７号
東京都大田区羽田３丁目16―３
破産者　米本　泰宏
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２６号
東京都千代田区神田佐久間町１丁目７番地
破産者　有限会社デーエスタイム
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１９１号
東京都目黒区目黒１―24―12、商業登記簿上の本店所在地東京都港区三田１丁目３番33号
破産者　株式会社シスメイト
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１９２号
東京都品川区大崎１丁目２―３―1208
破産者　申　　相元
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２９号
埼玉県和光市新倉２丁目29番38号
破産者　甲貴興業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２４３号
東京都青梅市森下町448―６
破産者　山本　福政
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２４４号
東京都世田谷区松原１丁目36番８号
破産者　株式会社日本インサルテツク
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部